食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)

| 健全な発展に寄与することを目的とする。 事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済のの措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及に、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するため廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるととも、 | | 章 総則(第二十七条 第三十条)章 総則(第二十一条 第二十六条)章 自品関連事業者の再生利用等の実施(第七条 第十条)章 を記関連事業者の再生利用等の実施(第七条 第十条)章 といりのである。第二十分 第二十分 第二十十分 第二十一条 第二十六条)章 総則(第一条・第二条)章 総則(第一条・第二条) | 改正案 |
|---|---|--|-----|
| に寄与することを目的とする。 に寄与することを目的とする。 な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の事業の健全る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関 | 第一条(この法律は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の(目的)(目的) | 目次 第一章 総則(第二十六条 第二十九条) 第二章 をは、第二十二条 第二十五条) 第二章 をは、第二十二条 第二十五条) 第二章 をは、第二十二条 第二十五条) 第二章 をは、第二十二条 第二十五条) 第二章 をは、第二十二条 第二十五条) 第二章 をは、第二十二条 第二十九条) 第二章 をは、第二十二条 第二十九条) | 現 |

| (定義) | |
|---------------------------------|--------------|
| 第二条 (略) | 第二条 |
| 2~5 (略) | 2 } 5 |
| 6 この法律において「熱回収」とは、次に掲げる行為をいう。 | |
| 自ら又は他人に委託して食品循環資源を熱を得ることに利用す | <u></u> |
| ること (食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主 | 主 |
| 務省令で定める基準に適合するものに限る。)。 | |
| 食品循環資源を熱を得ることに利用するために譲渡すること(| $\widehat{}$ |
| 食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で | で |
| 定める基準に適合するものに限る。)。 | |
| 7 (略) | 6 |
| (基本方針) | |
| 第三条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品 | 品 第三条 主務大臣は |
| 廃棄物等の発生の抑制及び減量(以下「食品循環資源の再生利用等 | 等 |
| 」という。)を総合的かつ計画的に推進するため、政令で定めると | ٢ |
| ころにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(| |
| 以下「基本方針」という。)を定めるものとする。 | |
| 2 (略) | 2 |
| 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするとき | き 3 |
| は、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策 | 策 |
| 審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。 | |
| 4 (略) | 4 |

第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施

(食品関連事業者の判断の基準となるべき事項)

2 (略)第七条 (略)

会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。、又はこれを改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め

(定期の報告)

田生利用等の状況に関し、主務省令で定める事項を主務大臣に報告で定めるところにより、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源ので定めるところにより、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源ので定めるところにより、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源ので定めるところにより、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源のでにあるところにより、食品廃棄物等の発生量が政令で定める要件に該当するもの(次条において、名の事業活動に伴い生ずる食品廃

2

以下この項において「加盟者」という。)の事業活動に伴い生ずる

食品廃棄物等の処理に関する定めであって主務省令で定めるものが

う事業であって、

当該事業に係る約款に、

品を販売し、又は販売をあっせんし、

かつ、経営に関する指導を行

商

当該事業に加盟する者(

物等の発生量には、定型的な約款による契約に基づき継続的に、

前項に規定する食品関連事業者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄

第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施

(食品関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第七条 (略)

2 (略)

、又はこれを改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め

会の意見を聴かなければならない。

い生ずる食品廃棄物等の発生量を含むものとする。 あるものを行う食品関連事業者にあっては、 加盟者の事業活動に伴

(勧告及び命令)

第十条 主務大臣は、食品廃棄物等多量発生事業者の食品循環資源の 生利用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる 照らして著しく不十分であると認めるときは、当該食品廃棄物等多 量発生事業者に対し、その判断の根拠を示して、食品循環資源の再 再生利用等が第七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に

2 事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することが できる。 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた食品廃棄物等多量発生

3 生事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表さ 環境審議会の意見を聴いて、当該食品廃棄物等多量発生事業者に対 とらなかった場合において、食品循環資源の再生利用等の促進を著 れた後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を しく害すると認めるときは、 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた食品廃棄物等多量発 その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 食料・農業・農村政策審議会及び中央

(勧告及び命令)

第九条 再生利用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ 食品循環資源の再生利用等が第七条第一項に規定する判断の基準と 生ずる食品廃棄物等の発生量が政令で定める要件に該当するものの 食品関連事業者に対し、その判断の根拠を示して、食品循環資源の なるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、 主務大臣は、 食品関連事業者であって、 その事業活動に伴い 当該

るූ

2 勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた食品関連事業者がその

3 前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後におい 認めるときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、当該 場合において、食品循環資源の再生利用等の促進を著しく害すると て、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった ることができる。 食品関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ず 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた食品関連事業者が、

第四章 登録再生利用事業者

第四章

登録再生利用事業者

5 第十一条 第十七条 主務大臣は、登録再生利用事業者が次の各号のいずれかに 第十二条~第十六条 6 2 . ができない。 Ξ 該当するときは、第十一条第 たとき (第十七条第一項の規定により第一項の登録を取り消す場合 を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。 を除く。)は、遅滞なく、その旨を第二項第三号の事業場の所在地 (登録) (登録の取消し) 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けること 主務大臣は、第一項の登録をしたとき、又は前項の届出を受理し 日から二年を経過しない者 (略) 第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの 不正な手段により第十一条第一項の登録又はその更新を受けた (略) (略) (略) (略) (略) 一項の登録を取り消すことができる。 4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けること 第十条 第十六条 主務大臣は、登録再生利用事業者が次の各号のいずれかに 第十一条~第十五条 6 5 2 . たとき (第十六条第一項の規定により第一項の登録を取り消す場合 Ξ ができない。 該当するときは、第十条第 を除く。)は、遅滞なく、その旨を第二項第三号の事業場の所在地 を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。 (登録) (登録の取消し) 主務大臣は、第一項の登録をしたとき、又は前項の届出を受理し 日から二年を経過しない者 (略) 第十六条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの 不正な手段により第十条第一項の登録又はその更新を受けたと (略) (略) (略) (略) 略) 一項の登録を取り消すことができる。

二 第十一条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。

三 第十五条第二項の規定による指示に違反したとき

四 (略)

て準用する。2.第十一条第六項の規定は、前項の規定による登録の取消しについ

(主務省令への委任)

第十八条 (略)

第五章 再生利用事業計画

(再生利用事業計画の認定)

田、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、同組合その他の政令で定める法人は、特定肥飼料等の利用事業の実施、当該再生利用事業により生産された農畜水産物、当該農及び当該特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物、当該農及び当該特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物、当該農産水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品その他の主務省令で定めるもの(以下「特定農畜水産物等」という。)を作成の利用に関する計画(以下「再生利用事業計画」という。)を作成の利用に関する計画(以下「再生利用事業計画」という。)を作成の利用に関する計画(以下「再生利用事業計画」という。)を作成の利用に対して製造され、又は加工された食品その他の主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、再生利用事業の世の者で特定肥飼料等の利用を対して製造され、又は加工された食品その他の主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、自組合その他の政令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、自組合その他の政令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、自組合その他の政令で定める法人は、特定肥飼料等の利用により生産された関連事業者を構成員とする事業協関は対して、

一 第十条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。

第十四条第二項の規定による指示に違反したとき

四 (略)

Ξ

| 準用する。| 2 第十条第六項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて

(主務省令への委任)

第十七条 (略)

第五章

再生利用事業計画

(再生利用事業計画の認定)

再生利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。 同組合その他の政令で定める法人は、特定肥飼料等の利事業の実施及び当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用に関する計画(以下「再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用に関する計画(以下「再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用に関する計画(以下「再生利用事業計画」という。)を作成し、再生利用事業協同組合その他の政令で定める法人と共同して、再生利用事業協同組合その他の政令で定める法人は、特定肥飼料等の製造を業とし第十八条 食品関連事業者又は食品関連事業者を構成員とする事業協

| 人臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を第U。 以第八号に規定する施設が、主務省令で定める基準に適合す | 五 前項第八号に規定する者が、主務省令で定める基準に適合する | ー〜三 (略) 一〜三 (略) 一〜三 (略) 一〜三 (略) 一〜三 (略) 一〜三 (略) 一〜三 (略) 一〜三 (略) | 五~七 (略) 四 特定農畜水産物等の食品関連事業者による利用に関する事項 一~三 (略) い。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ |
|--|--------------------------------|---|--|
| 4 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を第 | | ー〜三 (略) るときは、その認定をするものとする。 生利用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認め 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その再七 (略) | 四~六 (略) 1~三 (略) 2 再生利用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならな |

| 3 (略) | 3 (略) |
|---------------------------------|---------------------------------|
| | 省令で定める基準に適合しなくなったとき。 |
| | 五 前条第二項第八号に規定する施設が、同条第三項第六号の主務 |
| | 令で定める基準に適合しなくなったとき。 |
| | 四(前条第二項第八号に規定する者が、同条第三項第五号の主務省) |
| | いないとき。 |
| | 三 認定事業者が、認定計画に従って特定農畜水産物等を利用して |
| | 特定肥飼料等を利用していないとき。 |
| | |
| | ないとき。 |
| | 以下「認定計画」という。)に従って再生利用事業を実施してい |
| | 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。 |
| | 一 認定事業者が、前条第一項の認定に係る再生利用事業計画 (前 |
| 用していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 | |
| ておらず、又は当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等を利 | |
| もの。以下「認定計画」という。) に従って再生利用事業を実施し | |
| 計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の | 条第一項の認定を取り消すことができる。 |
| 2 主務大臣は、認定事業者が前条第一項の認定に係る再生利用事業 | 2 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前 |
| 第十九条 (略) | 第二十条 (略) |
| (計画の変更等) | (計画の変更等) |
| | |
| ればならない。 | ればならなり。 |
| | 二項第五号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなけ |

第六章 雑則

廃棄物処理法の特例)

以下この条において同じ。) の運搬に該当するものに限る。第四項 廃棄物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。 録に係る同条第二項第三号の事業場への食品循環資源の運搬(一般 の存する区域にあっては、特別区)の区域から第十一条第一項の登 者の委託を受けて、同項の運搬の許可を受けた市町村 (都の特別区 いう。) 第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう る法律 (昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」と において同じ。)を業として行うことができる。 十一条 以下同じ。) は、同条第一項の規定にかかわらず、食品関連事業 一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物の処理及び清掃に関す

2 当該法人及びその構成員である食品関連事業者)の委託を受けて食 第二項第八号に規定する者である者に限る。) は、 ものに限る。 の事業協同組合その他の政令で定める法人である場合にあっては、 七条第一項の規定にかかわらず、 品循環資源の収集又は運搬 認定事業者である食品関連事業者(認定事業者が第十九条第一項 認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の 以下この項において同じ。 (一般廃棄物の収集又は運搬に該当する 同項の規定による許可を受けない)を業として行う者(同条 廃棄物処理法第

収集又は運搬を業として行うことができる。

第六章 雑則

(廃棄物処理法の特例)

第二十条 一般廃棄物収集運搬業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する う。) 第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。 八条第一項の事業協同組合その他の政令で定める法人である場合に 般廃棄物をいう。第三項において同じ。) の運搬に該当するものに 存する区域にあっては、特別区。 の委託を受けて、同項の運搬の許可を受けた市町村(都の特別区の 以下同じ。) は、同条第一項の規定にかかわらず、食品関連事業者 循環資源の運搬を業として行うことができる。 の区域から認定計画に係る第十八条第二項第四号の事業場への食品 を受けて、 あっては、 かかわらず、認定事業者である食品関連事業者 (認定事業者が第十 限る。以下この条において同じ。) を業として行うことができる。 資源の運搬 (一般廃棄物 (廃棄物処理法第二条第二項に規定する | 第十条第一項の登録に係る同条第二項第三号の事業場への食品循環 法律 (昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」とい 般廃棄物収集運搬業者は、 廃棄物処理法第七条第一項の運搬の許可を受けた市町村 当該法人及びその構成員である食品関連事業者) 廃棄物処理法第七条第一項の規定に 次項において同じ。) の区域から の委託

2

| では、 | には、 | では、 | には、 | には、

規定は、適用しない。 本 が認定計画に従って行う再生利用事業については、同条第十二項の 事業者が食品関連事業者の委託を受けて行う再生利用事業(一般廃事業者が食品関連事業者の委託を受けて行う再生利用事業(一般廃事業人」の運搬又は廃棄物処理法第七条第六項の許可を受けた登録再生利用 規定は、適用しない。

(肥料取締法の特例)

十二条第一項又は第二十三条第一項の届出をしているもの(前項の2 特定肥飼料等の製造を業として行う者であって、肥料取締法第二

規定は、適用しない。

現定は、適用しない。

対認定計画に従って行う再生利用事業については、同条第十二項の項において同じ。)若しくは同条第六項の許可を受けた認定事業者の運搬又は廃棄物処理法第七条第六項の許可を受けた登録再生利用の運搬又は廃棄物処理法第七条第六項の許可を受けた登録再生利用。前二項の規定により一般廃棄物収集運搬業者が行う食品循環資源

(肥料取締法の特例)

第二十三条第一項の届出があったものとみなす。第二十一条 特定肥飼料等の製造を業として行う者であって、肥料取第二十一条 特定肥飼料等の製造を業として行う者であって、肥料取第二十一条 特定肥飼料等の製造を業として行う者であって、肥料取

十二条第一項又は第二十三条第一項の届出をしているもの (前項の2 特定肥飼料等の製造を業として行う者であって、肥料取締法第二

条第二項又は第二十三条第二項の届出があったものとみなす。を受け、又は第十九条第一項の認定を受けたときは、同法第二十二り同法第二十二条第二項又は第二十三条第二項の規定による届出をりにおうとする場合であり、かつ、当該再生利用事業を行うに当たを行おうとする場合であり、かつ、当該再生利用事業を行うに当たを受けてはの登録又は第十九条第一項の認定を受けて再生利用事業規定により当該届出をしたものとみなされる者を除く。)が、第十

(飼料安全法の特例)

安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三第二十三条(特定肥飼料等の製造を業として行う者であって、飼料の

- 条第一項の届出があったものとみなす。の変更の認定を受けたときは、同法第二十二条第一項又は第二十三条第一項又は第二十三条第一項の認定を受けたときは、同法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定による届出をしなければな場合(次項に規定する場合を除く。)において、肥料取締法第二十分ので、登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行っている
- たものとみなす。 ときは、同法第二十二条第二項又は第二十三条第二項の届出があっ 十条第五項の届出をし、又は第十九条第一項の変更の認定を受けた 三条第二項の規定による届出をしなければならない事項について第 三条第二項の規定による届出をしなければならない事項について第 をきは、同法第二十二条第二項又は第二十 について第 にものとみなす。

飼料安全法の特例

安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三第二十二条 特定肥飼料等の製造を業として行う者であって、飼料の

の届出があったものとみなす。

「項の認定を受けたときは、飼料安全法第五十条第一項又は第二項において、その者が第十一条第一項の登録を受け、又は第十九条第基準又は規格が定められた飼料の製造又は販売を行おうとする場合はおいて、その者が第十一条第一項の登録を受け、又は第十九条第一項の認定を受けて飼料安全法第三条第一項の規定により十五号。以下「飼料安全法」という。)第五十条第一項又は第二項の届出があったものとみなす。

- 4 登録再生利用事業者又は認定事業者が第一項に規定する飼料の製

出があったものとみなす。出があったものとみなす。出があったものとみなす。という。)第五十条第一項の登録又は第十八条第一項の認定を受けて飼料安全法第三条第一項の規定により基本とは規格が定められた飼料の製造又は販売を行おうとする場合におりまり、以下「飼料安全法」という。)第五十条第一項の登録又は第十十五号。以下「飼料安全法」という。)第五十条第一項又は第二項

みなす。 特定肥飼料等の製造を業として行う者であって、飼料安全法第五件条第一項又は第十八条第一項の認定を受けたときは、飼料安全法第五十条第四項の届出があったものとあなす。)が、第十条第一項の認定を受けて再生利用事業を行おうとする該届出をしたものとみなされる者を除く。)が、第十条第一項の登を受けたときは、飼料安全法第五十条第一項又は第二項の届出をしているもの(前項の規定により当特定肥飼料等の製造を業として行う者であって、飼料安全法第五

4 登録再生利用事業者又は認定事業者が第一項に規定する飼料の製

飼料安全法第五十条第四項の届出があったものとみなす。項の届出をし、又は第二十条第一項の変更の認定を受けたときは、の規定による届出をしなければならない事項について第十一条第五造又は販売を行っている場合において、飼料安全法第五十条第四項

(報告徴収及び立入検査)

の物件を検査させることができる。
事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他生利用等の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の品関連事業者に対し、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再第二十四条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、食

2 (略)

その職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立に対し、食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又は3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

のために認められたものと解釈してはならない。 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査

(主務大臣等)

第二十五条(この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

料安全法第五十条第四項の届出があったものとみなす。の届出をし、又は第十九条第一項の変更の認定を受けたときは、飼の規定による届出をしなければならない事項について第十条第五項造又は販売を行っている場合において、飼料安全法第五十条第四項

(報告徴収及び立入検査)

査させることができる。 場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検品関連事業者又は認定事業者に対し、食品循環資源の再生利用等の第二十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、食

2 (略)

B

書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明

めに認められたものと解釈してはならない。 4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のた

(主務大臣等)

第二十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣 で、第二十条第一項に規定する変更の認定、同条第二項の規定による当該事項の改定、同条第二項の規定による通知 に規定する勧告、同条第二項の規定による報告の受理、第十条第一項の規定による報告の受理、第十条第一項の規定による報告の受理、第十条第一項の規定による報告の受理、第十条第一項の規定による報告の受理、第十条第一項の規定による報告の受理、第十条第一項の規定による報告の受理、第十条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、第七条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、

第十一条第一項に規定する登録、同条第二項(第十二条第二項 の規定による届出の受理、第十一条第六項(第十二条第二項の規定による届出の受理、第十一条第六項(第十二条第二項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示、第十七条第二項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による通常十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の受理、第二項の規定による時間書の受理、第二項の規定による時間書の受理、第二項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項についる。)の規定による申請書の受理、第二項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項についる。)の規定による申請書の受理、第二項の規定による報告徴収及び立入検査に関する場合を含む。)の規定による申請書の受理、第二項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該特定肥飼料等の製造の事を発出項(第十二条第二項)の規定による申請書の受理、第二項の規定による報告徴収及び当該特定肥飼料等の製造の事を発出する。)の規定による申請書の受理、第十二条第二項の規定による申請書の受理、第十二条第二項(第十二条第二項)の規定による報告を含む。)の規定による申請書の関する事項に対して、第十二条第二項(第十二条第二項)の規定による申請書の関する事項に対して、第十二条第二項の規定による。

- 第二条第六項各号及び第七項の主務省令については、農林水産2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

(略)

大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣、同条第二項の規定による認定、同条第三項の規定による命令、第十八条第一項の規定による認定、同条第三項の規定による命令、第十八条第一項に規定する協定、同条第三項の規定による命令、第十八条第一項に規定する指導の規定による過程、領土の規定による過程、第十八条第一項に規定する指導による場所の規定による当該事項の改定、第八条に規定する指導第七条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、

管する大臣 | 第十条第一項に規定する登録、同条第二項(第十一条第二項に | 第十条第一項の規定による届出の受理、第十条第二項の規定による | 和別定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、 | 第十八条第一項の規定による居出の受理、同条第二項の規定による | 指示、第十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による | 指示、第十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による | 指示、第十六条第一項の規定による | 第十条第一項に規定する登録、同条第二項(第十一条第二項に | 第十条第一項に規定する登録、同条第二項(第十一条第二項に

2

| 一第十条第五項又は第十四条第一項の規定による届出をせず、又 | 一第十一条第五項又は第十五条第一項の規定による届出をせず、 領に対する |
|--|--|
| 金こ処する。第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰 | 金こ処する。第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰 |
| 円以下の罰金に処する。第二十六条 第九条第三項の規定による命令に違反した者は、五十万 | 円以下の罰金に処する。第二十七条 第十条第三項の規定による命令に違反した者は、五十万 |
| 第七章 罰則 | 第七章 罰則 |
| 第二十五条(略)(経過措置) | 第二十六条(略)(経過措置) |
| 3 (略) | 3 (略) |
| の発する命令 | 臣の発する命令 |
| 臣、環境大臣及び当該特定肥飼料等の製造の事業を所管する大臣 | 大臣、環境大臣及び当該特定肥飼料等の製造の事業を所管する大 |
| 十四条第三項並びに第十七条の主務省令については、農林水産大 | 第十五条第三項並びに第十八条の主務省令については、農林水産 |
| 第十一条第二項において準用する場合を含む。)、第十三条、第 | を第十二条第二項において準用する場合を含む。)、第十四条、 |
| 三 第十条第二項並びに第三項第一号及び第二号 (これらの規定を | 三 第十一条第二項並びに第三項第一号及び第二号 (これらの規定 |
| | 発する命令 |
| の事業を所管する大臣の発する命令 | 大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣の |
| 令については、農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者 | び第三項第四号から第六号までの主務省令については、農林水産 |
| 二(第七条第一項並びに第十八条第一項及び第二項第七号の主務省) | 二 第七条第一項、第九条並びに第十九条第一項、第二項第九号及 |
| 臣の発する命令 | 大臣及び環境大臣の発する命令 |

| 第二十九条(略) | 第三十条(略) |
|--|---|
| た者 | 又は忌避した者 |
| 二 第二十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避しした者 | 二 第二十四条第一項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、る報告をせず、又は虚偽の報告をした者 |
| 第二十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を金に処する。 | |
| 第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰た者 | 第二十九条(次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰た者 |
| 六 第二十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し した者 | 六 第二十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避しした者 |
| 五(第二十三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をた者) | 五 第二十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をた者 |
| 四 第十四条第三項の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をし三 第十三条の規定による標識を掲示しなかった者二 第十二条の規定に違反した者は虚偽の届出をした者 | 四 第十五条第三項の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をし三 第十四条の規定による標識を掲示しなかった者 二 第十三条の規定に違反した者 又は虚偽の届出をした者 |

登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号)

| 九十一~百五十八 (略) | 登録を除く。) | る登録再生利用事業者の登録(更新の |) 第十一条第一項 (登録) の規定によ | する法律 (平成十二年法律第百十六号 九万円 九万円 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関 登録件数 一件につき | 九十(食品循環資源に係る登録再生利用事業者の登録 | 一~八十九 (略) | 認定、指定又は技能証明の事項 | 登記、登録、特許、免許、許可、認可、 課税標準 税率 | 九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係) | 条、第十条、第十三条、第十五条 第十七条、第十七条の三 第十 | 別表第一(課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九 | 改正案 |
|--------------|---------|--------------------|----------------------|----------------------------|----------------------------------|--------------------------|-----------|----------------|----------------------------|-------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|-----|
| 九十一~百五十八 (略) | 録を除く。) | 登録再生利用事業者の登録(更新の登) |) 第十条第一項 (登録) の規定による | する法律 (平成十二年法律第百十六号 九万円 九万円 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関 登録件数 一件につき | 九十 食品循環資源に係る登録再生利用事業者の登録 | 一~八十九 (略) | 認定、指定又は技能証明の事項 | 登記、登録、特許、免許、許可、認可、 課税標準 税率 | 九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係) | 条、第十条、第十三条、第十五条 第十七条、第十七条の三 第十 | 別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表 (第二条、第五条、第九 | 現行 |

環境基本法 (平成五年法律第九十一号)

| 中央環境審議会) (中央環境審議会) (昭和四十八年法律第百六十一号)、農用地の土壌 (昭和四十八年法律第百六十一号)、農用地の土壌 (昭和四十八年法律第百六十一号)、農用地の土壌 (中央環境審議会)、(昭和四十八年法律第百十一号)、人会に掲げる事務をつかさどる。 2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 | |
|--|--|
|--|--|

| | | | |
|--|------|---------|--------------------------------|
| | Î | 3・4 (略) | 律第匹号) によりその権限に属させられた事項を処理すること。 |
| | | 3・4 (略) | |